

平成22年6月15日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19730350  
 研究課題名（和文） 沖縄離島村における地域社会の持続的発展モデルの構築  
 —観光化と環境保全のはざまで—  
 研究課題名（英文） The construction of the sustained development model of the community  
 in the Okinawa remote island village. —In the interval of tourism  
 development and the environmental conservation activities—  
 研究代表者  
 圓田 浩二（MARUTA KOJI）  
 沖縄大学・人文学部・准教授  
 研究者番号：10369209

## 研究成果の概要（和文）：

日本有数のダイビング・スポットである沖縄県慶良間海域の保全活動について調査を行った。フィールドワークとインタビュー調査を用いて、現場に赴き関係者に話をうかがった。観光化と環境保全との間に揺れる慶良間海域上の二つの自治体は、環境省などが推進する「エコツーリズム推進法」によって、海域の利用のルールを定め、観光収入の獲得と環境保全を両立しようと計画を進めている。しかし、この試みは順調には進んでいない。この理由は、自治体内での業者間、行政との間の合意、そして、沖縄本島側との交渉ともうまくは運んでいない。今後の動向に注目していく必要がある。

## 研究成果の概要（英文）：

I investigated it about maintenance activity of "KERAMA" in OKINAWA which was a major diving spot in Japan. I proceeded to the spot and, with fieldwork and interview investigation, heard a story from the person concerned. Two autonomies on "KERAMA" shaking between sightseeing and environmental safeguard establish a rule of the use of the sea area by "the eco-tourism promotion law" that Ministry of the Environment promotes and can go ahead through the plan to balance acquisition and the environmental safeguard of the sightseeing income. However, this trial does not advance smoothly. It is delicious and does not carry it with the supplier interval in the autonomy, an agreement between the administration and the negotiations with the main island of OKINAWA side either. It is necessary to pay attention to a future trend.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	300,000	2,100,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：観光、環境保全、ダイビング、海域利用、社会運動

### 1. 研究開始当初の背景

慶良間海域は、透明度の高い海と、豊かなサンゴ礁、多様な生物をもつ日本有数のダイビング・スポットである。しかし、ダイバーの増加と、サンゴの白化・オニヒトデの食害によって、その観光資源が失われつつあった。ダイビング・ポイントの保全、つまりサンゴの保全をしつつ、観光収入を一定水準維持するためにはどうすればいいのか、この問題に、座間味・渡嘉敷両村は頭を悩ませてきた。

1980年まで過疎化が続いてきた座間味村は、近海のサンゴ礁と豊かな生物群を、当時日本全国でブームに成りつつあった、スクーバ・ダイビングのために利用し、観光化を推し進めてきた。ところが1990年代後半から、海洋観光資源であるサンゴの劣化が、人為的・自然発生的に目立つようになった。ダイビング・ポイントのオーバーユースや、サンゴの白化、オニヒトデの食害であった。

また同時に、沖縄本島から座間味近海にダイビング客を連れて潜るダイビング業者との競争にも頭を悩ませることになる。

### 2. 研究の目的

この問題に対して、二つの自治体が出た選択は、慶良間海域を保全しつつ、その利用を制限する方法であった。このため、ラムサール条約への海域の登録、エコツアー推進法の導入へと動いていくことになる。

エコツアー推進法では、慶良間海域の水深30メートルまでの海中に存在するサンゴを、特定観光資源として指定し、その保全と利用を定めていくことになる。

しかし、この導入は順調には進んでいない。地元自治体内での、業者間の利害対立、エコツアー推進法に対する地元自治体（役場）と各省庁との調整、それに加えて、慶良間海域を利用する沖縄本島側のダイビング業者との利害対立とその調整である。

研究の目的は、これら複雑なエージェンシーが絡み合った社会問題に対して、社会調査によって明らかになった知見から、問題の解決案を提起することにある。サンゴの保全と利用という問題であるが、それは単にサンゴという生物の保全に関わるのではなく、サンゴを観光資源として利用する人々の生活に関わっていくことになる。この点において、社会学的な調査と知見が、問題の解決に役立つことになる。

### 3. 研究の方法

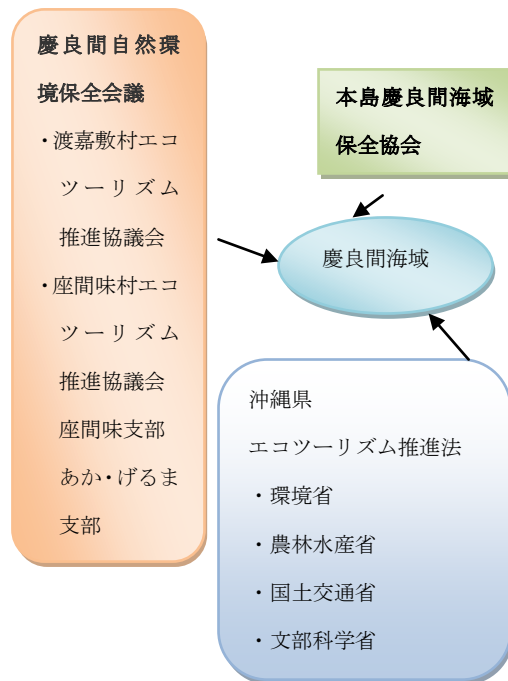
フィールドワークによる観察と、当事者へのインタビュー調査による。また、日本各地の著名なダイビング・スポットでどのようなポイントの利用や保全、利害調整が行われて

いるのかを比較・研究する。

具体的には、座間味・渡嘉敷のダイビング業者、慶良間自然環境保全会議の役員、地元自治の関係者、各省庁の関係者、慶良間海域を利用する沖縄本島側のダイビング業者、そして慶良間海域を利用するダイバーたちへの聞き取り調査を行った。

また、比較対象として、石垣、宮古、与那国を対象に、ダイビング業者の成り立ちと、海の利用について、比較調査を行った。

### 4. 研究成果



研究成果は、以下の通りである。①ダイビング・ポイントにおける保全活動の実態の解明、②観光資源としてのサンゴ礁の利用状況の解明、③ダイバーたちの行為分析、④ダイビング業者間におけるコンフリクトの解明、⑤エコツアー推進法の導入の経緯と進捗状況の解明。順に説明する。

①ダイビング・ポイントにおける保全活動の実態の解明については、保全にはいくつかの方法があった。一つは、オニヒトデやシロレイシガイダマシなど、サンゴを食べる動物の駆除活動である。2001年頃のオニヒトデの大発生から、毎年駆除活動が行われている。2009年には、オニヒトデはほとんど駆除されていない。駆除活動は、座間味・渡嘉敷の両村のダイビング・ショップが持ち回りで駆除活動を行っている。もう一つは、ダイビング・ポイントの利用休止である。あまりに、サンゴの損壊が激しい場合は、ポイントの利用停止を決め、ダイバーが利用できなくする。その期

間は、一年から三年など、ポイントの回復度による。また、サンゴの保全とサンゴの産卵場所の確保を理由に、半永久的にポイントの利用を禁止した場所もある。

②観光資源としてのサンゴ礁の利用状況の解明については、ニシバマなどの有名ポイントでは、オーバーユースを避けるために、ブイを設置し、一度に利用できる船とダイバー数を制限している場所もある。こうした場所が、座間味村のダイビング・ポイントだけで、2009年現在8カ所ある。また、ダイバーに対しては、サンゴに接触しない、砂を巻き上げないなどのマナーについて、啓蒙活動を行っている。

③ダイバーたちの行為分析については、ダイバーへの聞き取りや参与観察から、スクーバ・ダイビングが優れたレジャー活動の要素を持ち、遊びとして有意義な行為として成り立っていることを明らかにした。カイヨワの「遊び」の概念、チクセントミハイの「フロー体験」の分析から、ダイバーにとって、スクーバ・ダイビングは優れたレジャーであり、また体験であること、そして、その行為自体が現代社会の中で存在論的安心感をダイバーに与えていることを分析している。

④ダイビング業者間におけるコンフリクトの解明については、地元である座間味・渡嘉敷の両村と、沖縄本島のダイビング業者との軋轢である。1990年代に、船が大型化し、慶良間海峡を渡って、沖縄本島のダイビング業者がダイバーを連れて、両村の近海で潜るようになる。地元のダイビング業者はこれを歓迎せず、漁協を通して公式に、あるいは口頭での非公式な退去勧告を行うことになる。しかし、公共資源の海の利用を主張する本島側のショップはこれを受け入れず、軋轢は今も残ったままである。今回のエコツーリズム推進法の導入もこの流れの延長線上にある。話し合いの解決はまだなされていないが、現在のところ、両村の内海は地元業者、外海は本島の業者という、棲み分けは一応できている。つまり、慶良間海域で、地元業者と本島の業者が同じポイントを利用することはなくなっている。エコツーリズム推進法は、この曖昧な棲み分けを、地元業者が海域の利用権を法によって、正当化する狙いがあると言える。

⑤エコツーリズム推進法の導入の経緯と進捗状況の解明については、2003年から沖縄県は、未来の観光モデルとして、エコツーリズムを推進してきた。2007年に成立したこの法律を巡って、2008年からの施行を、座間味・渡嘉敷の両村が推し進めてきたが、2010年4月の段階でも、成立の見込みはたっていない。その理由として、さまざまな要因があげられるが、3つ大きな問題点をあげておこう。一つめは、地元自治体の中での合意が得

られていないことにある。保全を理由に入域制限を行うことはダイバー人数の制限、つまり収入源につながることもその理由の一つである。二つめは、地元業者と本島業者との交渉がうまくいっていない点である。本島業者が慶良間海域を利用する際には、地元自治体の保全協会に加入し、その会員と成らなければならない。その加入の条件も決まっていない。三つめは、事務局の問題である。事務局設置の経費と、監視活動、保全活動と利用状況の毎年ごとの報告書の作成と提出である。どこに設置すべきかについて、まだ決まっておらず、またその経費を誰が負担するかも決まっていない。

結果的に、エコツーリズム推進法は、まだ導入過程にある。その理由は、利害対立と、導入によって得られるはずの利益の配分に、十分な合意ができていないためである。保全活動を理由に、本島側の業者を排除しようとする島側と、公平な海域利用を訴える本島側との溝は埋まらないままにある。「海は誰の者か」という問題をもう一度考え直さなければならない。海域保全と観光利用という相矛盾する問題を解決しようとするとき、その結果、誰が利益を得て、誰が損失を被るのかを、冷静に考え直していかなければならない時期にある。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 圓田浩二、現代社会におけるスクーバ・ダイビングの存在意義—制度化される体験と存在論的安心—、沖縄大学人文学部紀要、査読無、12巻、2010、83-94
- ② 圓田浩二、日本におけるスクーバ・ダイビングの変容—1950年代から1990年代まで—、沖縄大学人文学部紀要、査読無、11巻、2009、1-11
- ③ 圓田浩二、海洋観光資源の保全の試みに対する社会学的考察—座間味村におけるダイビング・ポイントの利用と保全を事例として—、沖縄大学人文学部紀要、査読無、10巻、2007、65-76

[学会発表] (計4件)

- ① 圓田浩二、座間味村におけるダイビング・ポイントの利用とサンゴ礁保全の取り組みについて—観光・環境保全・地域住民—、第12回日本サンゴ礁学会大会、2009、本部町公民館、
- ② 圓田浩二、沖縄・慶良間海域の保全活動—エコ・ツーリズム推進法の施行を巡っ

てー、第 82 回日本社会学会大会、2009、  
立教大学

- ③ 圓田浩二、障害者ダイバーに対する支援  
と援助をめぐる社会的関係ー支援団体  
とボランティア・スタッフの役割ー、第  
56 回日本社会福祉学会全国大会、2008、  
岡山県立大学
- ④ 圓田浩二、ダイバーはなぜ潜るのか？ー  
スキューバ・ダイビングにおけるショッ  
プと顧客の関係からー、第 17 回日本ス  
ポーツ社会学会大会、2008、中京大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

圓田 浩二 (MARUTA KOJI)  
沖縄大学・人文学部・准教授  
研究者番号：10369209

### (2) 研究分担者

該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし